

次世代育成支援対策推進法 第2期一般事業主行動計画

次世代育成支援に基づき、第3期事業主行動計画（2015年10月1日～2018年3月31日）に沿った目標設定と具体的な取り組み内容を以下のとおり策定しました。

計画期間

2015年10月1日～2018年3月31日

内容

目標1 子育て育成世代への生活クラブの制度説明による理解向上と活用し易さを確保する（継続）

<実行計画>

2015年10月以降の事務局情報で、第2期次世代育成行動計画を広報する。

（総務部相談窓口設置広報）

2016年4月～ 毎年、年度初めの管理者研修で制度概要を説明する。育児と仕事の両立支援に関する情報を事務局情報に掲載する。（総務部相談窓口設置広報）

目標2 計画期間内、育児休業の取得率を次の水準にする。（継続）

女性従業員の育児休業取得率を80%以上とする。（目標設定を認定基準標記に合わせた）

男性従業員1人以上の育児休業の取得

<実行計画>

①育児・介護休業の紹介を事務局情報に定期的に掲載する。

②総務部相談窓口の広報を事務局情報で毎回行う。

目標3 所定外労働の削減のための措置を実施する。（新規）

月2回のノー残業デー（管理者含む）を各職場で導入する。

<実行計画>

①各職場で前月の職員会議で翌月2回のノー残業デーを設定する。

②毎月の事務局経営会議の総務部一般報告の中で、設定日の状況を共有する。

管理者も定時で業務終了したかについて合わせて報告を受ける。

③4半期単位で予定日にノー残業デーを複数月で守られていない職場に対しては、必要に応じて総務部人事教育課で職場訪問を行い、職場の所属長と改善について対策を協議する。

以上